

運用指針

第2条①-イ 地権者、関係機関等への提案及び協議

関係自治体及び地元協議による機能補償道路の見直し

(新東名高速道路 <sup>ハダノ</sup> 秦野IC ~ <sup>ゴテンバ</sup> 御殿場JCT)

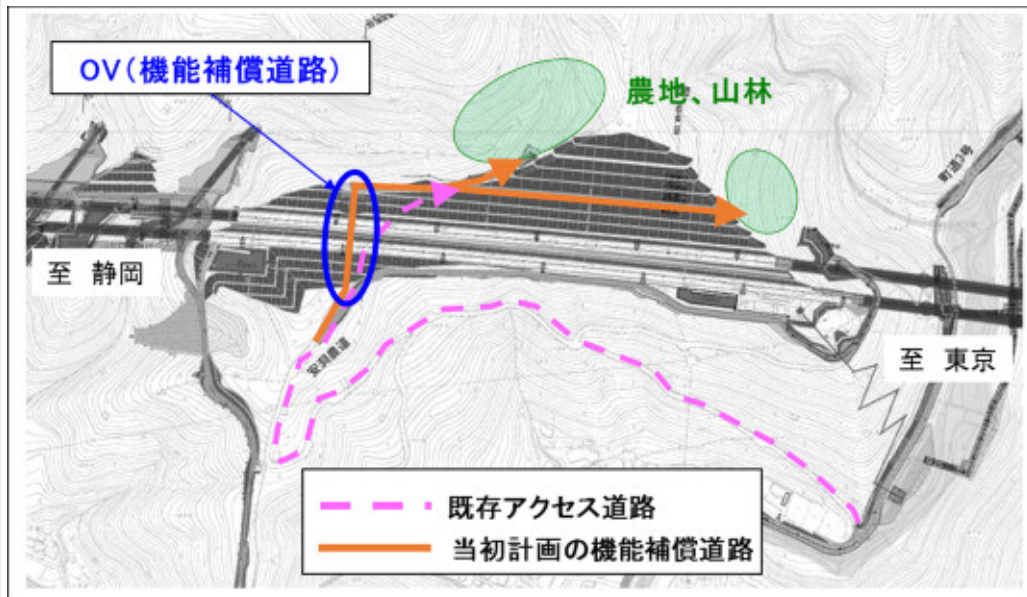
# 新東名高速道路 <sup>ハダノ</sup> 秦野IC～<sup>ゴテンバ</sup> 御殿場JCT の路線概要



- ・新東名高速道路は、東京と名古屋を結ぶ延長約330kmの高規格幹線道路
- ・わが国の大動脈である東名高速道路の抜本的な混雑解消や、ダブルネットワーク化による信頼性の向上、3大都市圏の連携強化として機能し、社会・経済活動の発展などに寄与する路線
- ・伊勢原大山IC～秦野IC(12.8km)、秦野IC～御殿場JCT(32.3km)はH32年度開通に向けて工事を実施中

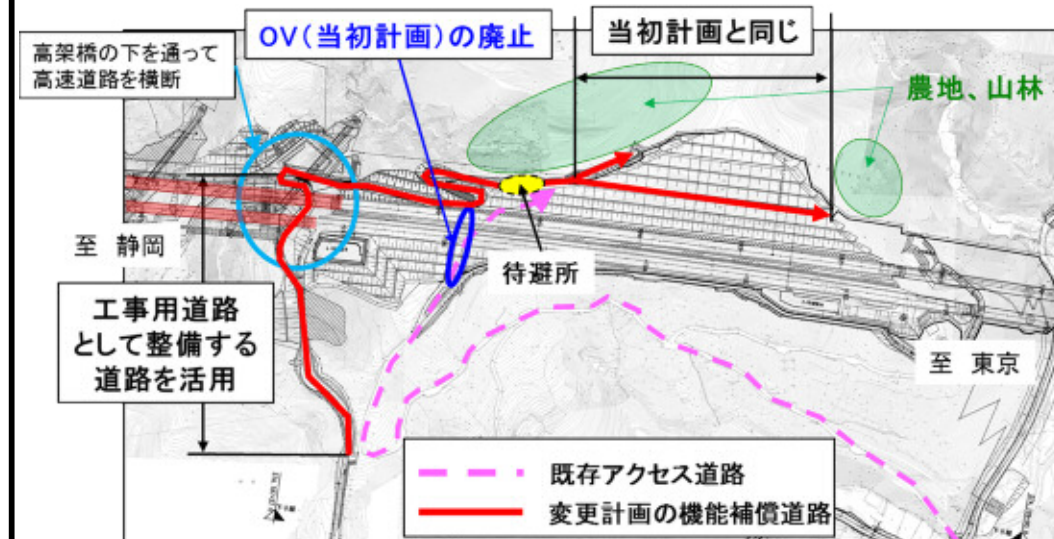
## 当初計画

- ・新東名高速道路の建設により民地(農地及び山林)へのアクセス道路が分断されるため、**機能補償道路としてオーバブリッジ(OV)を設置する計画**



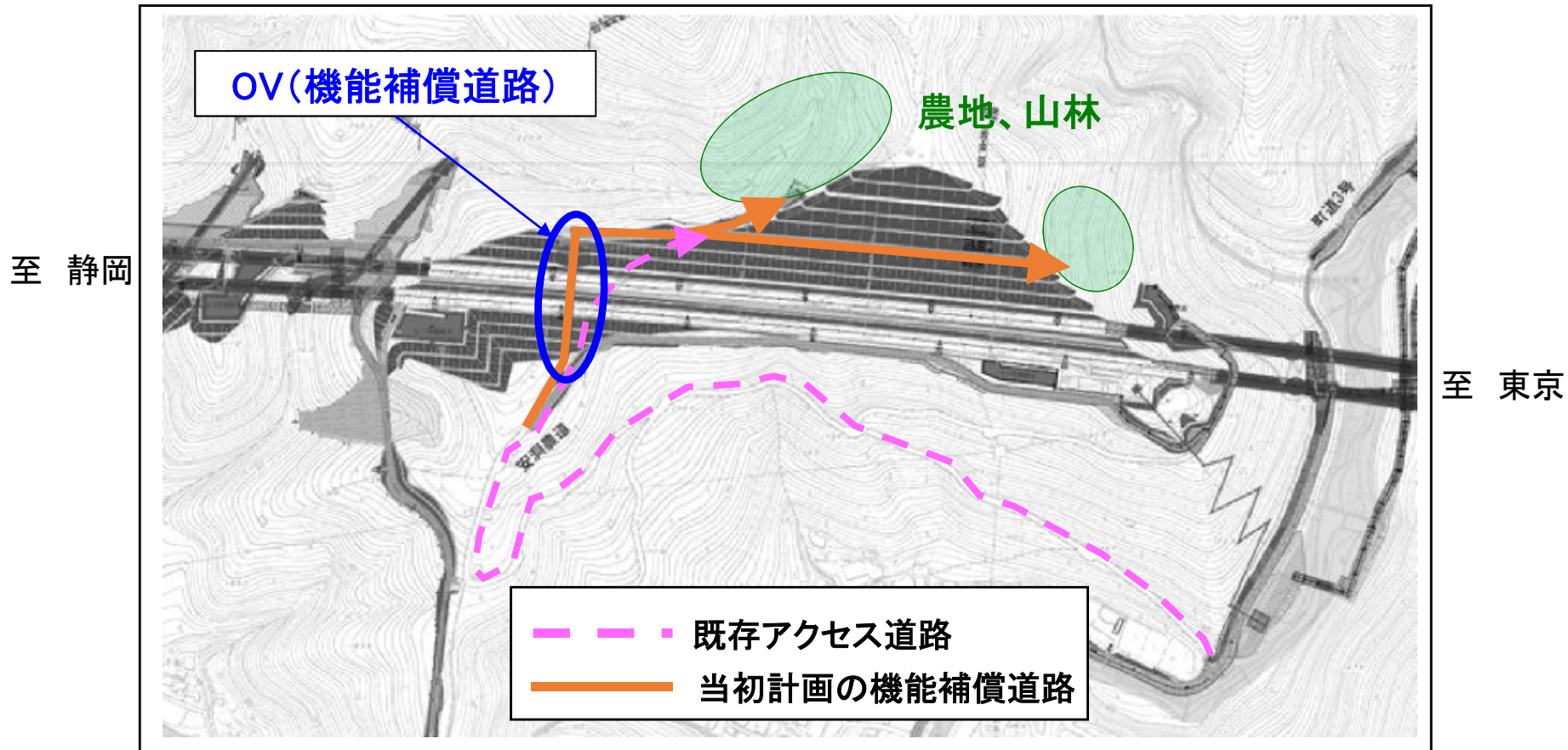
## 経営努力による変更

- ・コスト縮減を図るため、当該道路の利用形態に着目し、**OVによらない機能補償道路**を提案
- ・地元への利便性に配慮した計画となるよう、関係自治体と協力し、地元協議、了承を得る
- ・**OV設置に係る建設コストを縮減**。併せて、**関係自治体の維持管理面の負担軽減**にも寄与



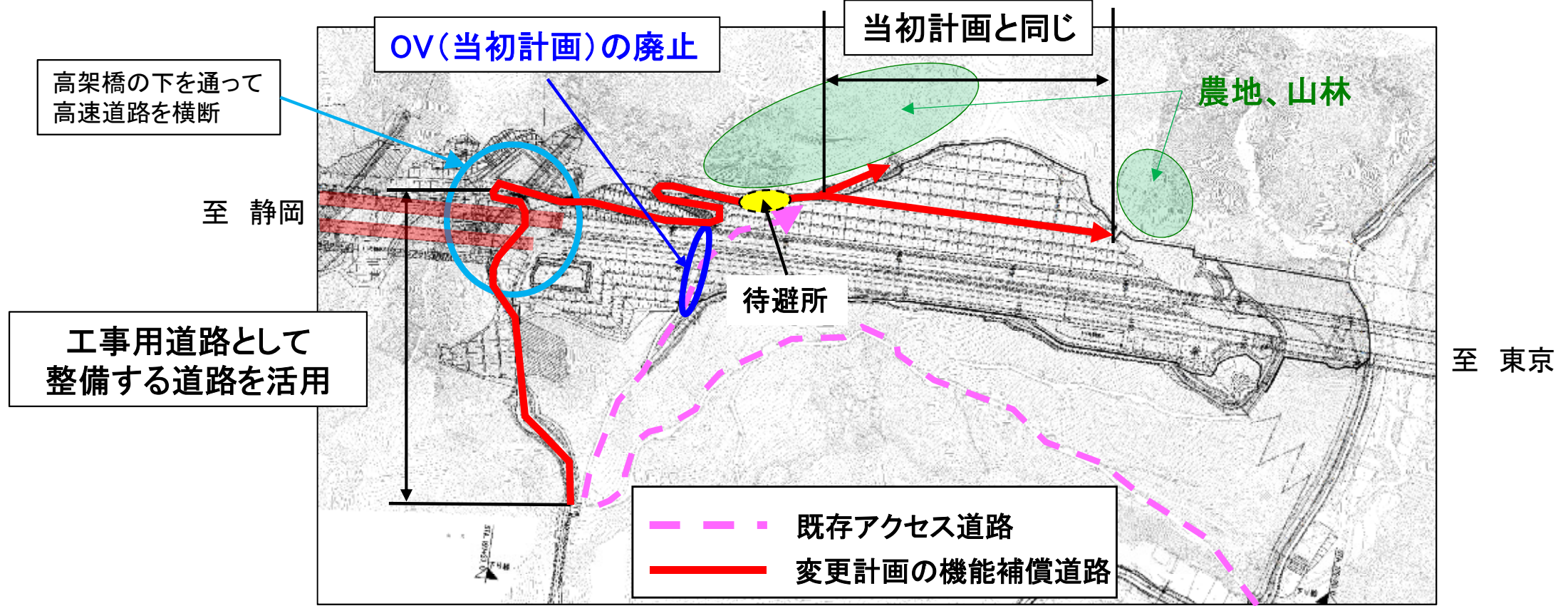
# 当初計画

- ・当該道路が、**民地(農地及び山林)へアクセスする唯一の道路**であることから、設計段階より地元から、高速道路の切土によって分断される民地へのアクセス機能を合理的に確保することを要望された
- ・民地への既存アクセス道路の機能補償として、既存アクセス道路とほぼ同位置に**オーバーブリッジ(OV)**による**機能補償道路を設置**することで、**地元、関係自治体と設計協議確認書を締結(平成22年)**



# 変更計画

- ・高速道路の建設コスト縮減を目指した検討を続けている中で、当該道路の利用形態に着目し、機能補償道路を管理する**自治体の維持管理面で負担軽減**にも繋がると考え、**OVを利用しない新たなルート**を提案
  - ・OVから土工にすることで、将来、**維持管理費の削減に繋がることを関係自治体へ説明**
  - ・利便性に配慮した変更計画であることを関係自治体とともに地元関係者(利用者)へ丁寧かつ粘り強く協議を実施することで、変更計画の了承を得た
- ⇒ **OV設置に係る建設コストの縮減**を実現するとともに、**自治体の維持管理面の負担軽減**にも寄与



# 変更計画に対する取組みと経緯

## 【関係自治体(将来の管理者)への協議】

- ・土工による機能補償道路とすることで、高速道路の規制を伴うOV点検などが不要となり、自治体のコストを含めた維持管理面で負担が軽減できること、また、ルート変更しても地元住民の利便性低下に繋がらないことを説明

## 【地元への協議】

- ・当該箇所ほぼ全ての利用者が自動車による利用であることに着目し、当初計画に対して大きな迂回とはならず、**利便性の低下に繋がらない**と考え、OVの廃止について関係自治体とともに地元へ説明し、了承を得る
- ・**離合可能な待避所を設置**する計画を提案し、機能補償道路の幅員は4m(既存道路は3m)となることから、地元への利便性に配慮した計画となることを関係自治体とともに丁寧に説明(予定)



**OV設置に係るコストを縮減。併せて、自治体の維持管理の負担軽減にも寄与**

## 【経緯】

年月	経緯(協議・現場作業等)
平成18年 3月	協定締結(会社・機構)
平成22年 4月	設計協議確認書締結(行政、関係自治体、会社)
平成26年 7月	道路法施行規則の改正(5年に1回の道路構造物の近接目視点検が義務化)
平成26年 7月～平成31年 2月	土工による機能補償道路を検討、関係自治体と協議
平成28年11月～平成31年 3月	関係自治体とともに地元への協議実施(計4回(予定))
平成31年上半期	変更設計協議確認書締結予定(地元、関係自治体、会社)

## 経営努力要件適合性の認定について

関係自治体及び地元と協議し、同意を得てOVによらない機能補償道路に見直したことは、**会社の主体的な提案及び協議**によるものである

運用指針第2条第1項第1号イに該当

《申請する会社の経営努力》

関係自治体及び地元と協議し、機能補償道路の工事費を縮減

### 助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

#### 第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案及び協議